

中核市市長會議

[平成29年1月25日]

(議案資料)

日 時 平成29年1月25日(水)

12:45~13:00

会 場 衆議院第二議員会館

1階 多目的会議室

【資料 1】

中核市市長会東京事務所職員体制の見直しについて（案）

（提案の趣旨）

中核市市長会東京事務所職員体制に関し、会員市からの職員派遣による負担の軽減及び会員市間の負担の公平性の確保の観点から、職員の任命及び職員にかかる負担のあり方を改め、もって東京事務所職員体制の安定化を図るもの。

（見直しの内容）

1. 平成29年度より中核市市長会東京事務所職員の一部について、中核市職員以外の者を任命することができることとし、その職員にかかる費用を中核市市長会が負担することとする。
2. 中核市市長会東京事務所規程を一部改正し、「特に必要がある場合は、中核市職員以外の者から任命することができる」（第3条第3項関係）こととする。
3. 中核市市長会が職員にかかる費用の一部を負担するため、平成29年度より中核市市長会の会費を現行の40万円から50万円に改める。

中核市市長会東京事務所規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>（職員）</p> <p>第3条 事務所に所長、副所長、その他必要な所員を置く。</p> <p>2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。</p> <p>3 副所長及び所員は、<u>中核市職員から会長が任命する。ただし、特に必要がある場合は、中核市職員以外の者から任命することができる。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第3条 事務所に所長、副所長、その他必要な所員を置く。</p> <p>2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。</p> <p>3 副所長及び所員は、<u>役員市の職員又は希望する市の職員から会長が任命する。</u></p> <p>4～6 略</p>

【参考資料】

平成29年度 中核市市長会東京事務所職員 事務分担表(案)

職	担当業務
<p>所長</p>	<p>東京事務所の事務の総括 事務局との連絡調整 主要会議の運営 政党、国会、府省、関係団体との情報収集・連絡調整 中核市市長会の運営に関する企画調整</p>
<p>副所長 (総務調整班)</p>	<p>所長の補佐及び班の所掌事務の総括(市長会運営に関する事務を含む) 市長会議・役員市長会議の運営 事務担当者会議・役員市事務担当者会議の運営 中核市候補市事務担当者会議の事務局及び運営 中核市サミットの開催に係る調整 国会議員の会の運営に係る調整 防災担当者会議・人事担当課長会議等各種会議の開催支援 地方自治研究機構に対する調査研究委託 規約・規程・要領の制定・改廃等 予算案の作成及び決算のとりまとめ プロジェクト会議の運営支援<地方創生第一プロジェクト(仮称)担当> 省庁関連の情報収集・分析及び会員市への情報提供(内閣府・総務省・その他)</p>
<p>副所長 (調整連携班)</p>	<p>所長の補佐及び班の所掌事務の総括 提言活動調整 地方分権改革に関する提案募集に係る調整 総務大臣との懇談会の運営 指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携事業 緊急を要する意見、要望、調査の実施等に関すること 中核市都市要覧の総括 プロジェクト会議の運営支援<地方分権プロジェクト(仮称)担当> 省庁関連の情報収集・分析及び会員市への情報提供(内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)</p>
<p>所員 (調整連携班) (総務調整班)</p>	<p>事務所の経理・庶務全般 広報活動(パンフレットの作成、ホームページの更新、メールマガジンの作成) 中核市間の照会事務 国の施策及び予算に関する提言検討会議の事務局 プロジェクト会議の運営支援<地方創生第二プロジェクト(仮称)担当> 税制改正要望に係る調整 財政関連等統計資料の総括 提言の実施状況の確認・報告(担当市・幹事市等によるものを除く) 省庁関連の情報収集・分析及び会員市への情報提供(内閣府・総務省・文部科学省)</p>

今後の財政見通し及び職員任用による中核市市長会予算への影響

■ 職員任用の考え方の例と経費の見込

※いずれも時間外勤務 月20時間程度と想定。

【職務経験者を期限を定めず任用する場合】

昇給あり(職務経験10年の場合、給料月額は24万円程度)、時間外勤務手当・退職手当あり。 580万円程度(初年度)～/年

【職務経験者を1年更新で任用する場合】(最長5年)

昇給なし(月額給料30万円程度を想定)、時間外勤務手当あり。退職手当なし。 470万円程度/年

【人材派遣会社からの派遣職員を任用する場合】(最長3年)

人材派遣会社に対する委託料(時間外勤務分を含む。) 540万円程度/年

■ 職員任用時の年度別収支 (会費を40万のままとし、職員任用経費を年間600万円と仮定)

(千円)

年度	加入状況		歳入				歳出				単年度別 収支	次年度 繰越金
	会員市	候補市	会費	雑入	前年度 繰越金	合計	事務費	会議事業 経費	職員任用 経費	合計		
平成28年度	48	16	19,372	316	9,866	29,554	5,229	14,459	0	19,688	0	9,866
平成29年度	48	15	19,650	316	9,866	29,832	5,229	14,859	6,000	26,088	-6,122	3,744
平成30年度	54	9	21,870	316	3,744	25,930	6,045	14,859	6,000	26,904	-4,718	-974
平成31年度	58	6	23,380	316	-974	22,722	6,045	14,859	6,000	26,904	-3,208	-4,182

※〔平成28年度〕1/1に八戸市加入(12/31までは候補市)。

※〔平成30年度〕16市(川口市・八尾市・明石市・鳥取市・松江市・福島市)加入見込。福島市以外は候補市。

※〔平成31年度〕14市(山形市・福井市・甲府市・寝屋川市)加入見込。寝屋川市以外は候補市。

■ 会費を年40万円から年50万円に増額した場合

(千円)

年度	加入状況		歳入				歳出				単年度別 収支	次年度 繰越金
	会員市	候補市	会費	雑入	前年度 繰越金	合計	事務費	会議事業 経費	職員任用 経費	合計		
平成28年度	48	16	19,372	316	9,866	29,554	5,229	14,459	0	19,688	0	9,866
平成29年度	48	15	24,450	316	9,866	34,632	5,229	14,859	6,000	26,088	-1,322	8,544
平成30年度	54	9	27,270	316	8,544	36,130	6,045	14,859	6,000	26,904	682	9,226
平成31年度	58	6	29,180	316	9,226	38,722	6,045	14,859	6,000	26,904	2,592	11,818

中核市市長会東京事務所規程

(趣 旨)

第1条 中核市市長会規約（以下「規約」という。）第12条に関し、事務局の事務執行機関として、中核市市長会東京事務所（以下「事務所」という。）を置くこととし、この規程は、その運営及び事務所職員について必要な事項を定めるものとする。

(場 所)

第2条 事務所の設置場所を東京都内とする。

(職 員)

第3条 事務所に所長、副所長、その他必要な所員を置く。

2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。

3 副所長及び所員は、役員市の職員又は希望する市の職員から会長が任命する。

4 所長は、事務局の事務を掌理し、事務所職員を指揮監督する。

5 副所長及び所員の事務分担は、所長が定める。

6 事務所職員に特段の理由があり、事務所での業務を継続できない場合は、原則、その事務所職員が所属する市の別の職員がその職務を代理する。

(経 費)

第4条 事務局の運営及び事業に要する経費は、中核市市長会の歳入をもってこれに充てるものとする。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営及び事務所職員に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行する。